国立民族学博物館研究アーカイブズ資料寄贈受入れ規則

平成31年1月22日 規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館民族学資料取扱規程(以下「取扱規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、取扱規程第3条第4号に規定する研究アーカイブズ資料(以下「資料」という。)の寄贈受入れ(以下「受入れ」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ資料)

- 第2条 受入れる資料は、個人・グループ・団体・機関による文化人類学・民族学の調査・研究で得られた多様な媒体による資料・情報とする。
- 2 受入れる資料は、これまでの文化人類学・民族学研究を総括し、その研究史の解明及び それを踏まえての今後の展開を図るために、国内外を問わず研究活動をはじめとする社会 の様々な要請に応じて利用に供することができるものとする。

(受入れの審査)

第3条 資料の受入れを行うときは、情報運営会議において、その適否及びその他必要な事項について審査するものとする。

(民族学資料評価委員)

- 第4条 館長は、情報運営会議が寄贈受入れを決定した資料について民族学資料評価委員を 指名し、意見を求めるものとする。
- 2 評価委員は、本館の職員等から選考するものとする。
- 3 評価委員は、資料についての価格評価を行い、その評価書を館長に提出するものとする。 (その他)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、資料の受入れに関し必要な事項については、館長が 別に定める。

附則

この規則は、平成31年1月22日から施行する。